

八代市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札者の施工能力、施工計画及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、災害その他の理由により緊急を要する工事及び小規模な工事を除いた技術的な工夫の余地が認められる工事とする。

(総合評価審査会)

第3条 次に掲げる事項について審査を行うため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 評価の方法並びに施工能力及び施工計画に対する評価（以下「技術評価」という。）の基準（以下これらを「落札者決定基準」という。）

(2) 評価値の決定

2 審査会の委員は、八代市工事入札参加者資格審査委員会規程（平成17年訓令第60号。）第3条に規定する八代市工事入札参加者資格審査委員会の委員をもって充てる。

3 審査会に会長を置き、副市長をもって充てる。

4 会長は、審査会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 審査会の庶務は、契約検査課が所管する。

7 審査会に総合評価幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

8 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。

9 幹事長は、設計担当課長を充てる。

10 幹事は、次に掲げる者とする。

(1) 設計担当課長補佐 1人

(2) 前号に掲げる者以外で幹事長が指名する課長補佐（これに相当する職にある者を含む。） 2人（同号に掲げる者がいない場合にあっては、3人）

11 幹事会は、技術評価のために必要と認める場合は、入札参加者のヒアリング等を行うことができる。

12 幹事会の庶務は、設計担当課が所管する。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 落札者決定基準の審査を行うに当たり、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定により意見を聴くときは、落札者を決定しようとする際に改めて意見を聴く必要があるかについて併せて意見を聴かなければならない。

3 前項の規定により意見を聴いた場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとする際にあらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 意見聴取については、幹事会が実施し、契約検査課が庶務を行うものとする。

(総合評価の方法及び形式)

第5条 総合評価は、標準点に、技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を

加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

技術評価点 = 標準点 + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

2 総合評価の形式は、次のとおりとする。

（１）簡易型：第２条の工事を対象とし、入札参加者の実績等により技術力を評価する。

（２）基本型：第２条の工事を対象とし、入札参加者の施工計画及び施工実績等により技術力を評価する。

（技術評価の基準）

第６条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

（１）評価項目

総合評価方式の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

（２）得点配分

各評価項目に対し、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。

（入札公告等に示す事項）

第７条 総合評価方式により入札を行う場合において、一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）のときは公告及び入札説明書、指名競争入札のときは指名通知及び入札説明書により、次に掲げる事項を明示するものとする。

（１）総合評価方式による入札であること。

（２）評価の方法、技術評価の基準及び落札者の決定方法

（３）技術評価の評価項目及び配点に関すること。

（４）総合評価に関する審査結果が公表されること。

（施工計画書の提出）

第８条 施工計画書については、一般競争入札の入札参加希望者は、公告に示した提出期限までに提出するものとし、指名競争入札の指名業者は、入札説明書に示した提出期限までに提出するものとする。

2 施工計画書の取扱いは、次のとおりとする。

（１）施工計画書の作成等に要する費用は、入札参加希望者又は指名業者の負担とする。

（２）施工計画書の返却及び公表は原則として行わないものとする。

（３）施工計画書の提出後における計画内容の変更は認めない。

（４）施工計画書に関する質問は施工計画書の提出期限の前日までに行うものとする。

3 施工計画書の様式については、入札説明書等において個別に定めるものとする。

（落札者の決定）

第９条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第５条第１項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が２以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（落札者決定の通知）

第１０条 契約担当者は、落札者が決定したときは、入札参加者に落札者が決定したことを通知するものとする。

（審査結果等の公表）

第１１条 審査結果については、八代市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表要領（平成１７年８月１日行政管理部長専決）によるもののほか、入札参加者名、技術評価点、入札価格及び評価値を落札者決定後速やかに公表する。

（落札者として選定されなかった場合の理由の説明）

第12条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（八代市の休日を定める条例（平成17年八代市条例第3号）第1条に規定する八代市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、総合評価審査会に落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

2 前項の理由の説明を求められた総合評価審査会は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日（その日が休日に当たるときは、その翌日）以内に回答するものとする。
（価格以外の評価内容の確保）

第13条 契約担当者は、落札者が提出した施工計画書の内容のすべてを契約書、仕様書その他の附属書類に記載し、その履行の確保に努めるものとする。

2 受注者が施工計画書の内容のとおり施工できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

3 契約後、総合評価方式により決定した落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。
（秘密の保持）

第14条 総合評価に関する審査結果の公表を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しない。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。